

日・マレーシア経済連携協定の締結に伴う国内法令整備

[今回答申]

日・マレーシア二国間セーフガード制度

関税の撤廃・引下げによるマレーシア産品の輸入量の増加が原因となって、国内産業に重大な損害を与える場合等に、マレーシア産品の関税率を引き上げること等ができることとするため、現行の二国間セーフガードに加えて、日・マレーシア二国間セーフガードに関する規定を整備するもの。

対マレーシア関税割当制度

一定の数量を限度として関税の撤廃・引下げをする品目（生鮮バナナ）については、当該数量の範囲内での輸入に限って、協定に基づく税率を適用することとするため、現行の関税割当に加えて、対マレーシア関税割当に関する規定を整備するもの。

関税割当設定品目：生鮮バナナ

（枠内税率無税、1年につき1000トン）

一般セーフガード及び日本・マレーシア二国間セーフガード措置に関する図解

